

平成 28 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社カイオム・バイオサイエンス
代表者名 代表取締役社長 藤原 正明
(コード：4583 東証マザーズ)
問合せ先 取締役CFO兼社長室長 清田 圭一
(TEL. 03-6383-3746)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 29 日開催予定の第 12 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能になったことに伴い、当社が適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 28 条第 2 項(取締役の責任免除)および第 39 条第 2 項(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、変更案第 28 条第 2 項の提出につきましては、予め各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第 28 条 1. (条文省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第 28 条 1. (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額とする。

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額とする。</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 28 年 3 月 29 日 (火曜日)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 29 日 (火曜日)

以 上